

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
-----------------------------------	--

目 次

規 則	ページ
◎政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1

-----  
規 則  
-----

政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第37号**

**政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

**第3号様式**（第6条関係）

年 月 日

所 得 等 報 告 書

高知県知事 ◎

		所 得 金 額	基 因 と な っ た 事 実
総  合  課  税	事 業 所 得	円	
	不 動 産 所 得		
	利 子 所 得		
	配 当 所 得		
	給 与 所 得		
	雑 所 得		
	譲 渡 所 得		
分  離  課  税	一 時 所 得		
	土 地 等 の 事 業 ・ 雑 所 得		
	短 期 譲 渡 所 得		
	長 期 譲 渡 所 得		
	一 般 株 式 等 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得		
	上 場 株 式 等 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得		
山	上 場 株 式 等 の 利 子 ・ 配 当 所 得		
	先 物 取 引 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得		
山 林 所 得			

受 贈 財 産 の 課 税 価 格	円
-------------------	---

注 「基因となった事実」欄は、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。